令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱

令和６年（2024年）４月１日策定

（趣旨）

第１条　この要綱は、八王子市の区域内における有害獣による農作物被害を防止しようとする耕作者に対し、獣害の防止に係る資機材（以下「獣害防止用資器材」という。）の購入及び設置（以下「購入等」という。）に要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和３５年八王子市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　有害獣による農作物被害の軽減を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、市内に耕作地を所有又は市内に住所を有する者が法令に基づき市内の農地を借り受けることにより、個人又は団体で継続的に農産物を生産している者で、次の各号のすべてを満たすものとする。

（１）獣害防止用資機材の設置により獣害の防除をしようとする者。

（２）当期において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。ただし、異なる区分の獣害防止用資機材に係る補助金の交付を受けている場合は、この限りでない。

（３）農地を借り受けている者にあっては、獣害防止用資機材の設置について農地所有者の承諾を得ている者。

（補助金の交付対象）

第４条　補助金の交付対象となる費用は、次に掲げる獣害防止用資機材の購入費等とする。

（１）電気柵一式　　パワーユニット（ソーラーバッテリーを含む。）、ワイヤー（通電式ネットを含む。）等からなる電気柵一式とし、それぞれ単体では対象としない。

（２）防除柵一式　　トタン板、金網柵（線径 3.2 ㎜以上のものとする。）、ネット、支柱、結束線、単管パイプ、アンカーピン等からなる防除柵一式とする。

（３）その他市長が特に必要と認めたもの。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）電気柵一式　　購入に要する費用の２分の１の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その額が５万円を超えるときは、５万円を限度とする。

（２）防除柵一式　　購入に要する費用の２分の１の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その額が５万円を超えるときは、５万円を限度とする。

（３）その他市長が特に必要と認めたもの　　市長が別に定める額

（補助金交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、令和６年度（2024 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）位置図

（２）設置詳細図

（３）設置前の現況写真

（４）見積書

（５）農地を借り受けている者は、借り受けていることを証する書類（農地利用集積計画書など）の写し及び承諾書

２　第４条に規定する獣害防止用資機材の購入費等に係る補助金交付の申請については、前期（4 月から 9 月）、後期（10 月から 1 月）の各期それぞれ１回申請することができるものとする。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和６年度（2024 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第８条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更し、又は補助金の交付を中止しようとするときは、令和６年度（2024 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認申請書（様式第３号）に必要に応じてその変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、令和６年度（2024 年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金変更承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、獣害防止用資機材の設置が完了したときは、令和６年度（2024 年度）八王子市農作物獣害防止対策費実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（１）獣害防止用資機材購入に係る領収書の写し

（２）設置完了を証する写真

（３）その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに審査

し、適当と認めたときは交付額を確定し、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金確定通知（様式第６号）により補助事業者に通知する。

（請求の手続）

第１１条　前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第１２条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（設備の管理義務）

第１４条　補助金の交付を受けた者は、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策事業により設置した獣害防止用資機材について、事業の目的に従って適正な使用及び管理を行い、譲渡、交換、貸付等をしてはならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年（2024年）４月１日から施行する。

様式第１号(第６条関係)

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　　殿

住　　所　八王子市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付申請書

獣害防止対策を実施したいので、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

交付申請額　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

１　対策内容 （いずれかに○）	電気柵一式　・　防除柵一式	同時申請 有･無
２　対策場所（対策面積）	八王子市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （　　㎡）	
３　申請額の算出基礎	円×１/２＝　　円	
４　対象野生動物 （いずれかに○）	イノシシ　・　シカ　・　サル アライグマ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ	
５　設置予定期間	交付決定から　　日後まで	

暴力団でないことの宣誓（＊□にレチェック）

□暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

暴力団による使用又は利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。（八王子市暴力団排除条例第９条）

○添付書類

（１）位置図　　（２）設置詳細図　　（３）設置前の現況写真

（４）見積書　　（５）農地を借り受けている者は、借り受けていることを証する書類（農地利用集積計画書など）の写し

本人確認欄	職員名	確認日

様式第１号の添付書類

（１）位置図

住宅案内図等

（２）設置詳細図

○対策場所（八王子市　　）

○対策面積（　　㎡）

（　　）段張り

（３）見積書

様式第２号（第７条関係）

令和　　年（　　年）　　月　　日

様

八王子市長　初宿　和夫

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金
交付決定通知書

令和　　年（　　年）　　月　　日付により申請のあったこのことについて、下記のとおり決定したので、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">補助金交付決定額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金の内訳</td><td>対策内容</td><td>補助基本額</td><td>補助率</td><td>補助金額</td></tr>
<tr><td></td><td>円</td><td>1/2</td><td>円</td></tr>
<tr><td>交付の条件</td><td colspan="4">（１）補助金等の交付の手続等に関する規則及び八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱の規定に従うこと。
（２）補助金を交付の目的外に使用しないこと。
（３）交付決定前に購入したものでないこと。
（４）暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとします。（八王子市暴力団排除条例第９条）</td></tr>
</table>

様式第３号(第８条関係)

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　　殿

住　　所　八王子市

氏　　名　　㊞

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金
変更承認申請書

令和　　年（　　年）　　月　　日付第　　号により交付決定を受けたこのことについて、中止・変更したいので令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更交付申請額　　金　　円

（変更前）　　金　　円

増△減　　金　　円

変更内容　　中止・（　　）の変更

変更理由

1　対策内容 （いずれかに○）	電気柵一式　・　防除柵一式
2　対策場所（対策面積）	八王子市 （　　㎡）
3　申請額の算出基礎	円×１/２＝　　円
4　その他参考事項	

添付書類　（１）位置図　（２）設置詳細図　（３）見積書

本人確認欄	職員名	確認日

様式第４号(第８条関係)

令和　　年（　　年）　　月　　日

様

八王子市長　　初宿　和夫

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金
変更承認通知書

令和　　年（　　年）　　月　　日付により申請のあった、このことについて、下記のとおり承認を決定したので、令和６年（2024年）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　中　止

２　内容の変更

様式第５号(第９条関係)

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　　殿

住　　所　八王子市

氏　　名　　㊞
※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。
電話番号

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金
実績報告書

令和　　年（　　年）　　月　　日付第　　号により交付決定を受けたこのことについて、下記のとおり完了しましたので、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額　　金　　円

1　資機材購入金額	円
2　対策内容 （いずれかに〇）	電気柵一式　・　防除柵一式
3　対策場所（対策面積）	八王子市 （　　㎡）
4　事業完了年月日	令和　　年（　　年）　　月　　日

添付書類　（１）獣害防止用資機材購入に係る領収書の写し
（２）設置完了を証する写真
（３）その他市長が必要と認める書類

本人確認欄	職員名	確認日

様式第６号（第１０条関係）

令和　　年（　　年）　　月　　日

様

八王子市長　初宿　和夫

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金
確定通知書

令和　　年（　　年）　　月　　日付により実績報告のあったこのことについて、下記のとおり確定したので、令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額　　円

様式第７号(第１１条関係)

令和　　年（　　年）　　月　　日

八王子市長　　殿

住　　所　八王子市

氏　　名　　㊞

※本人確認書類の提示・提出等により、押印を省略することができる。

電話番号

令和６年度（2024年度）八王子市農作物獣害防止対策費補助金請求書

請求金額		万	千	百	十	円

確定通知のあったこのことについて、令和６年（2024年）八王子市農作物獣害防止対策費補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、上記金額を請求します。

なお、補助金の支払は、下記口座に振込願います。

記

	振込先金融機関名		金融機関コード	支店名	店舗コード
指定口座	銀行・信金 信組・農協			本店 支店 出張所	
	預金種目	口座番号（右詰め）	口座名義（カタカナで通帳のとおりにすべて記入してください）		
	１普通 ２当座				

本人確認欄	職員名	確認日